

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	兵庫県	漁 港 名	丸山漁港	漁港種別	第 2 種
都 道 府 県 名	兵庫県	市 町 村 名	南あわじ市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					

丸山漁港は淡路島の南西部に位置し、豊かな水産物と風光明媚な景観が重要な地域資源となっている。特に丸山漁港で水揚げされるマダイは、大正、昭和、平成、令和の 4 代にわたり、天皇陛下即位時の大嘗祭で献上されており、現在も「丸山献上鯛」としてブランド化が進められている。また、漁港内の展望広場が映画のロケ地になるなど、播磨灘や鳴門海峡を望む優れた眺望を有した漁港である。

地元自治体である南あわじ市は、平成 5～9 年にかけて生産物直売所（魚彩館）や、漁業活性化センターを整備し、南あわじ漁業協同組合が指定管理者として運営を担ってきたが、近年の水産物消費の減少、あるいはコロナ禍での来訪者の減少を受けて、令和 5 年度末をもって漁協による指定管理運営が終了した。近年では漁業者の減少により漁船数も減少し、平成初期のピーク時から登録漁船数は半減している状況である。

本計画では、丸山漁港の有する地域資源の価値や魅力を活用して丸山地域のにぎわいづくりに寄与するため、水産物の直売・飲食提供による水産物の安定供給と消費増進、海洋環境学習体験や遊漁体験等を通じた水産業に対する理解の増進を図ることで、地域における漁業者等の所得向上と雇用機会の確保、交流人材の定住促進を目指すことを基本方針とする。

このために活用を図る漁港施設（行政財産）は、認定計画実施者に当該目的に沿った用途で貸付け、占用させることとし、事業終了後、本来用途に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を維持、保全するものとする。

国土地理院承認 平 3



丸山漁港の位置

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	令和 7 年～令和 36 年（30 年間）
求められる事業内容	水産物の消費の増進に関する事業 ・ 飲食提供施設（食堂・BBQ 等）に水産物を安定して提供できるよう、水域を活用した養魚施設の設置・運営を行う事業。 ・ 丸山漁港で水揚げされる水産物や、水域で畜養された水産物を提供する飲食提供施設（食堂・BBQ 等）、水産物等の販売施設を設置・運営する事業。 交流の促進に関する事業 ・ 漁業活性化センター、魚彩館※を改修して、丸山献上鯛など丸山漁港で水揚げされる水産物を利用した海洋環境学習施設を運営する事業。 ・ 水域を利用した海上釣り堀の設置・運営、護岸からの海釣り場の開設・運営、実際の漁船を活用した漁業体験を運営する事業。 ・ 漁港環境整備施設用地④を公共性の高い空間として維持しつつ、水産振興に資するイベントなどを実施する事業。 付帯事業 ・ 上記事業に伴う案内看板・駐車場・公園などの施設整備・運営。

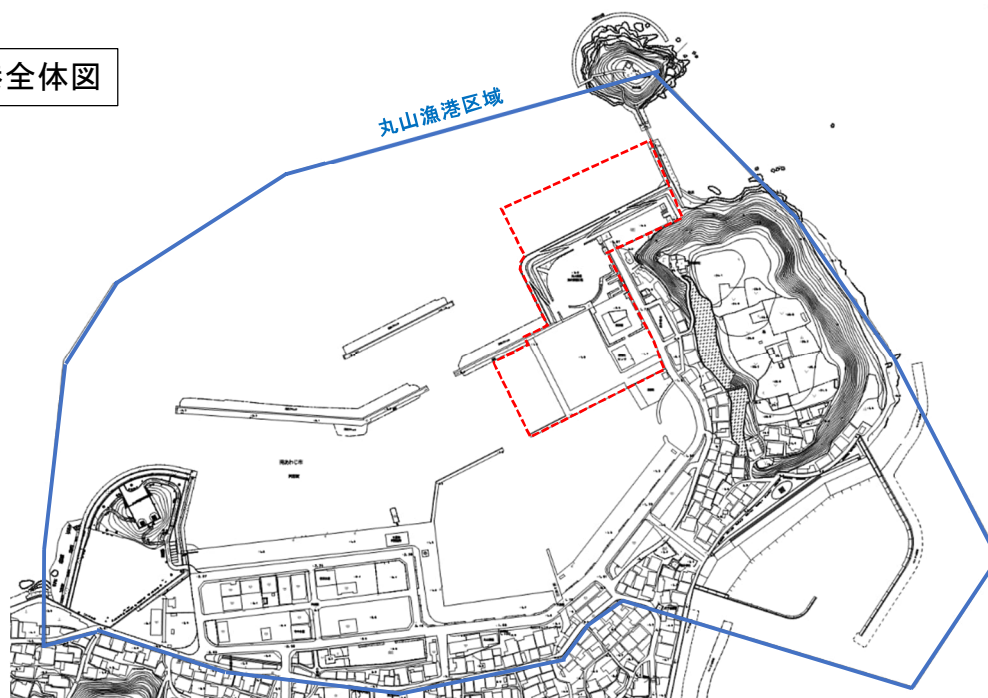
※漁業活性化センター、魚彩館（ともに南あわじ市所有）については、市議会での議決を経た後に、市から認定計画実施者に無償譲渡する予定。



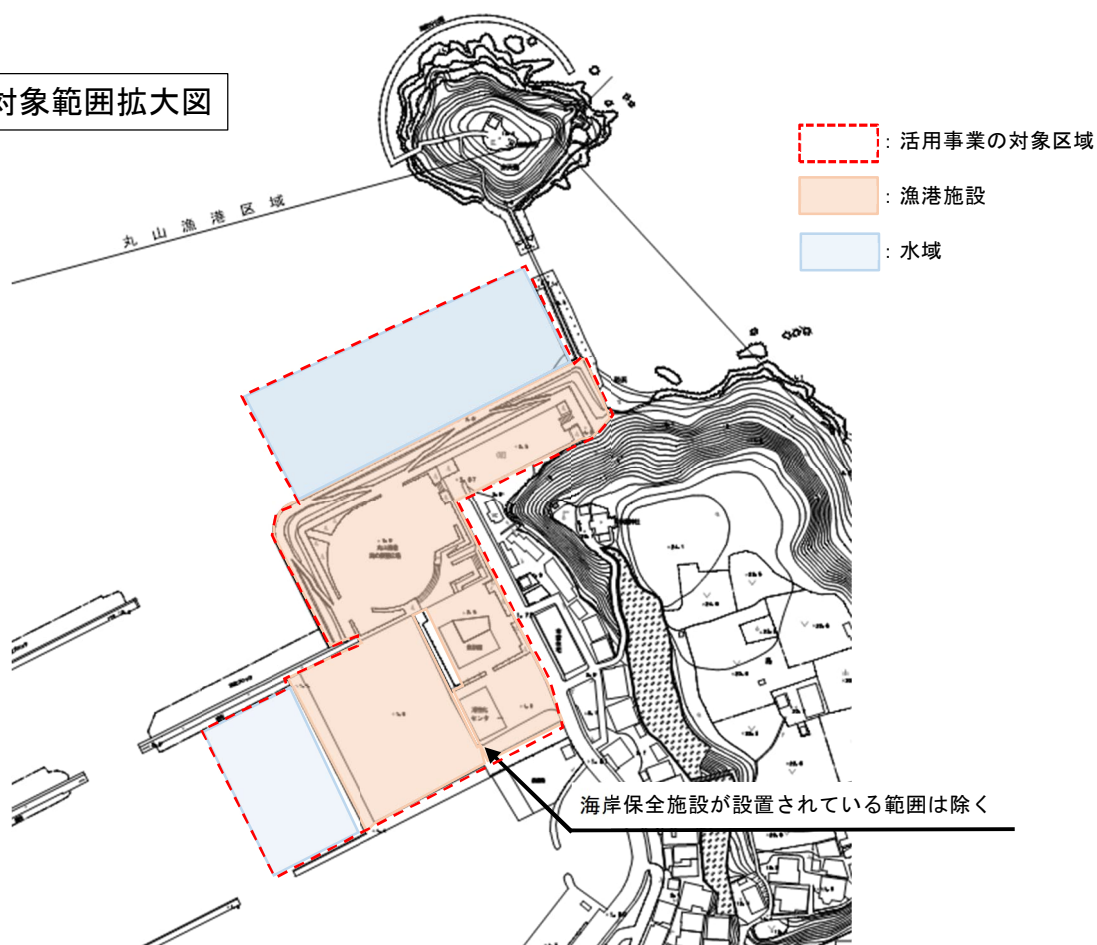
3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平面図

漁港全体図



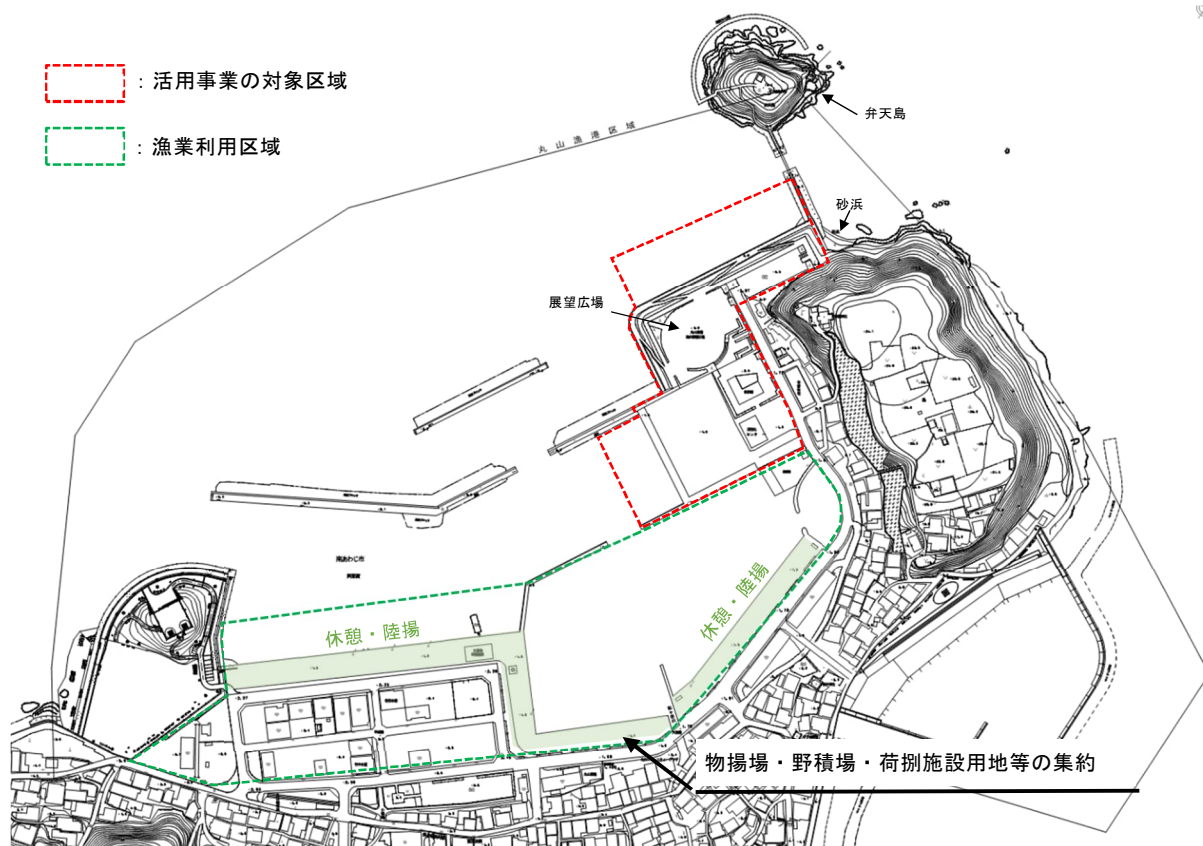
対象範囲拡大図



4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

漁港施設等活用事業を実施する区域と、漁業上の利用を第一とする漁業利用区域とを明確に区分する。



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

漁港施設等活用事業の対象区域には、十分な駐車場を確保し、活用事業利用者が漁業利用区域に駐車することのないよう措置を講じる。

また、弁天島・砂浜の自由使用が阻害されないよう、十分な動線を確保する。

なお、駐車場については入庫から一定時間は無料とするなど、活用事業利用者以外の利用に対しても配慮する。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

漁港内の水域全域に共同漁業権が設定されている。

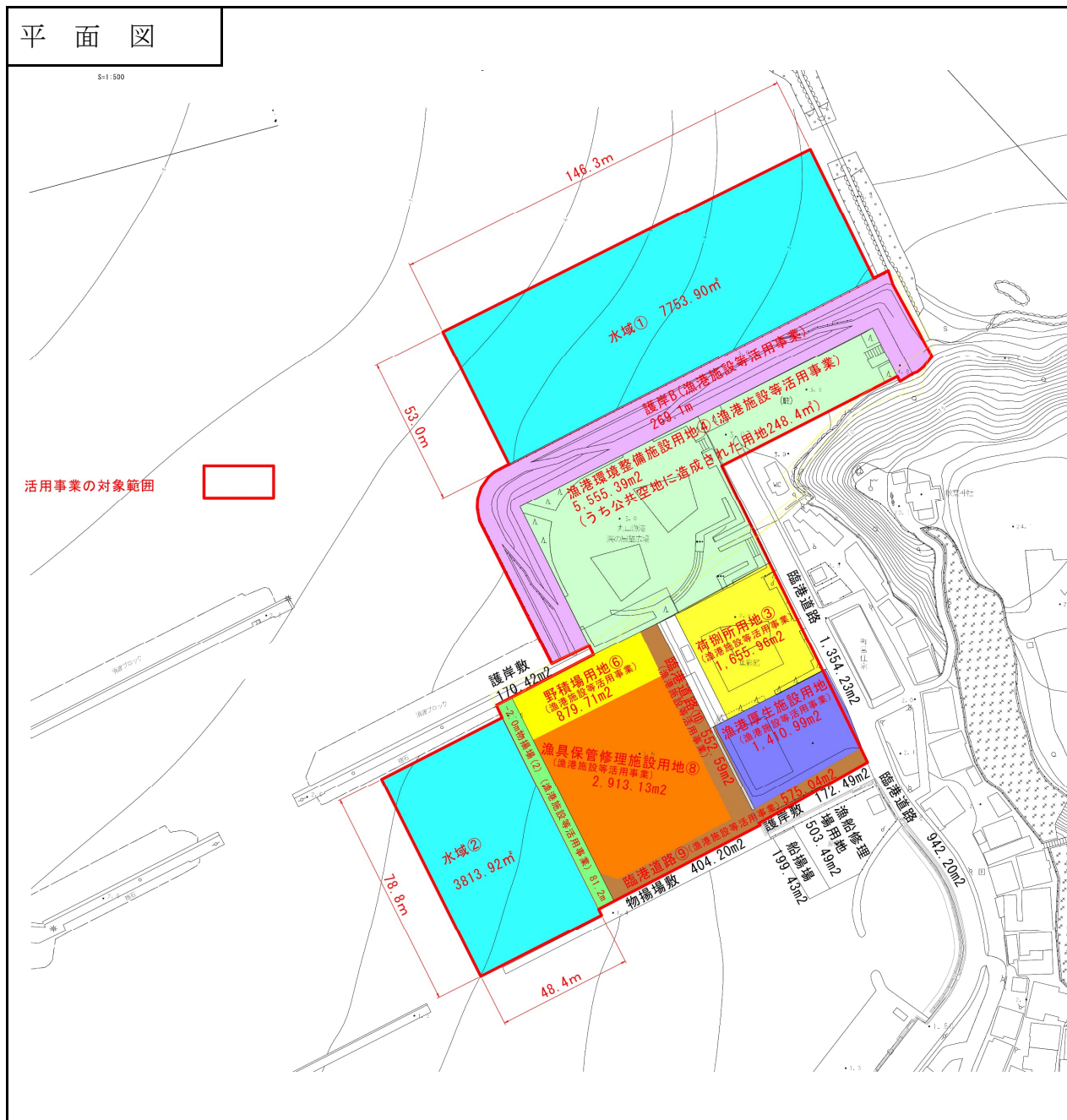
水域利用においては、漁業活動を阻害しないよう共同漁業権者と十分に調整する。

また、水域利用については、水質に変化が生じるなどして漁業活動に影響が生じることがないように十分配慮する。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	地震・津波等自然災害に対して、地域住民だけでなく、一般来訪者も含めて避難体制を確保し、一時避難所等の避難先を定めるなど、安全に誘導する措置を講じる。 漁港施設等活用事業を実施する区域内の海岸保全施設（防潮堤・陸閘等）については漁港管理者が定期的に点検・修繕し、防災訓練等も実施する。 利用者の水面への転落などによる事故防止対策や、利用者と漁港関係車両との衝突防止のための誘導措置等を講じる。 上記の安全確保については、漁港管理者から認定計画実施者に協力を要請する。
② 環境との調和に関する事項	事業実施に伴う施設の設置及び運営に際しては、風光明媚な丸山漁港の景観を活かしたものとなるよう十分配慮する。
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	漁港施設等活用事業を実施するにあたり、施設を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合は、漁港施設や周辺施設、地形等の安定性に支障が生じないようにする。また、排水や廃棄物については適正に処理することとする。 漁港施設・海岸保全施設の整備や保全工事、災害復旧工事等を行う場合など、漁港機能を保全するための行為を行う際は、認定計画実施者に協力を要請し、事業を一時的に縮小する。
④ その他に配慮すべき事項	漁港施設等活用事業の実施者は原則公募による。詳細については、漁港管理者が別途定める。 当活用推進計画を変更する場合は、認定計画実施者に協力を要請する。

6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項



※漁業活性化センター、魚彩館（ともに南あわじ市所有）については、市議会での議決を経た後に、市から認定計画実施者に無償譲渡する予定。

(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名		漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
護岸 B		護岸 B	兵庫県	269.1m	令和 7 年 ～令和 36 年（最大 30 年間）
-2.0m 物揚場(2)		-2.0m 物揚場(2)	兵庫県	81.2m	
漁 港 施 設 用 地	臨港道路⑨	臨港道路⑨	兵庫県	575.04 m ²	
	臨港道路⑩	臨港道路⑩	兵庫県	552.59 m ²	
	漁具保管修理施設 用地⑧	漁具保管修理施設 用地⑧	兵庫県	2,913.13 m ²	
	野積場用地⑥	野積場用地⑥	兵庫県	879.71 m ²	
	荷捌所用地③	荷捌所用地③	兵庫県	1,655.96 m ²	
	漁港厚生施設用地	漁港厚生施設用地	兵庫県	1,410.99 m ²	
	漁港環境整備施設 用地④	漁港環境整備施設 用地④	兵庫県	5,555.39 m ² ※	

※ うち、公共空地上に造成された用地：248.4 m²

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (m ²)	占有の期間
水域①	7,753.90 m ²	令和 7 年～令和 36 年（最大 30 年間）
水域②	3,813.92 m ²	

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (m ²)	占有の期間
対象なし		

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
設定しない	

- 8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

漁港施設用地については、事業実施前の状態に回復することを基本とする。なお、無償譲渡する漁業活性化センター、魚彩館については施設を除去することを現状回復とみなす。

ただし、漁港管理者の選択により、認定計画に記載された活用事業施設を無償で引き継ぐこともできる。

水域は事業実施前の水深を確保し、底質変化があった場合は必要な措置を講じる。現状回復に必要な措置はすべて、認定計画実施者がその負担により行う。